第6回規制改革会議議事概要

- 1. 日時:平成25年4月1日(月)9:30~11:45
- 2. 場所:中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室
- 3. 出席者:
 - (委員) 岡素之(議長)、大田弘子(議長代理)、安念潤司、浦野光人、 大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、 長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
 - (政府)稲田内閣府特命担当大臣(規制改革)、甘利経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、世耕内閣官房副長官、西村内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官
 - (参考人) 鈴木学習院大学経済学部教授 山口JPホールディングス代表取締役

(厚生労働省) 鈴木大臣官房審議官、橋本雇用均等・児童家庭局保育課長

(事務局) 滝本規制改革推進室長、舘規制改革推進室次長、羽深規制改革推 進室次長、中原参事官、武藤参事官、仁林企画官、

4. 議題:

- (1) 国際先端テストについて
- (2) 石炭火力発電に対する環境アセスメントに関する規制改革会議の 見解について
- (3) 保育チームからの報告
- (4) 鈴木参考人からのヒアリング(保育に係る規制改革について)

5. 議事概要:

〇岡議長 それでは、第6回規制改革会議を開会する。

本日は佐々木委員が御欠席。稲田大臣が多少遅れて来られ、甘利大臣は1時間程で御退席の予定。最初に甘利大臣より御発言をお願いする。

〇甘利大臣 本日も委員の皆様におかれては、お忙しい中ご出席いただき、御 礼申し上げる。

今日の議題である国際先端テストは、総理から導入に向けて取り組むよう指示が出ているところであり、また、先般の産業競争力会議でも大変関心の高いところ。是非、国民生活にどういうメリットがあるのかどうか、分かりやすくお示しをいただきながら、具体的な改革項目でこの国際先端テストを評価し、できれば次々実施をしていただきたい。

石炭火力発電に対する環境アセスメントについては、やはり産業競争力会議 において、石炭火力発電所の新増設に係る環境アセスメント基準を、来月の5 月を目途に明確化する方針が石原環境大臣から示されたところ。その基準において考慮すべき点等について、規制改革会議としても見解をお示しいただきたい。

規制改革というのは、この安倍内閣において大きな柱の一つ。今日の2つの テーマのみならず、一つ一つ具体的な成果に結びつけられるよう、戦略的取組 を是非これからもお願いする。

〇岡議長 議事に入る前に、3月29日の産業競争力会議で規制改革会議の活動報告を行ったので、お手元資料を適宜御参照いただきたい。

<u>(1)国際先端テストについて</u>

- 〇岡議長 それでは、議題1の国際先端テストについて、事務局から説明をお願いする。
- 〇滝本室長 「国際先端テストについて(案)」という資料を御覧いただきたい。まず「1. 趣旨」について、我が国の潜在力を最大限発揮できるよう、戦略分野を育成すること。また、投資先としての日本の魅力を最高水準に引き上げる。これらのことを目指して、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づいた検証を行うものとする。
- 「2.検討の視点」については、以下のような視点から検討してはどうかと考えている。 a. 諸外国と比べて一般的な規制かどうか、 b. 諸外国に比べて過重な水準を求めていないか、 c. 諸外国との相互性・互換性のある基準・認証となっているか、 d. 諸外国と比べて手続や費用が簡素・適正なものになっているか、 e. 規制の目的は、より制限的でない別の方法により達成できないか。
- 「3.対象案件」について、国際先端テストの導入・定着を図るために、その課題と解決策の検討をスピードアップする。そうした観点から、本会議の最優先案件及びワーキング・グループの検討項目から、今、申し上げた検討の視点に照らして、国際比較になじむものとして各省に依頼しているもの、これについては一般用医薬品のインターネット等販売に係る規制があるが、既に各省に依頼しているものの他、別添の追加候補案を参考に、ワーキング・グループにおいて追加的に数件の案件を選定して実施することとしてはどうか。
- 「4. 検討の進め方」について、おおむね、以下のような手順を基本としてはどうか。まず、既に着手している案件及びワーキング・グループで選定した案件については、規制所管省庁に見直しの検討を要請する。

規制を維持する場合には、国際比較に照らして、なお規制を必要とする合理性について、規制改革会議の場で所管省庁から十分な説明を求める。

その上で、会議としての見解を取りまとめて、所要の見直しが必要と判断す

る場合には所管省庁に見直しを要請する。

別添の追加候補案について、あくまでも候補であり、最終的に何を選定する かはワーキング・グループで検討をいただきたい。

まず「①一般健康食品の機能性表示の容認」の問題。健康食品の機能性表示は保健機能食品を除いて認められておらず、一方、海外ではアメリカ等、多くの国が機能性表示を可能にする制度を整備して、予防医学に積極的に活用する活動を行っていると聞いている。

そこで、有効性・安全性の確認は当然の前提として、理解しやすい健康機能を表示できる制度を作り、エビデンスに基づいた機能性表示を認めることとしてはどうかという問題提起。

次に「②次世代自動車普及促進に資するインフラ整備のための関連法令の見直し」ということ。天然ガス自動車に対する天然ガス充てん設備を併設したガソリンスタンドにおいては、天然ガスディスペンサーを給油取扱所の給油空地内に設置することができない等の理由により、現在、天然ガス自動車の停車スペースとガソリン自動車の停車スペースを共用化することができない。

他方、ドイツではこうしたことが可能といった指摘もある。そこで、燃料電池自動車等の次世代自動車の普及も見据えて、天然ガス充てんの為の停車スペースと給油の為の停車スペースを共用化できるようにするべきではないかという問題提起。

次に「③輸出通関申告官署の自由化」。輸出入申告は、原則として貨物の保税 地域等の所在地を所管する税関官署に申告することになっているが、他方、ア メリカやEUではどこからでも申告が可能と聞いている。そこで、申告先の税関 官署を自由化することを検討してはどうかというもの。

次に「④市外局番(OAB-J番号)取得に係る品質要件の見直し」となっている。今、電話の03あるいは06といった市外局番の区別がある番号体系は、固定電話サービス市場において人気が根強いわけだが、一方で、この番号体系を用いてIP電話事業者がサービスを提供する場合には、通話の質に関して一定の品質要件が定められているところ。

他方、品質要件は欧米には見られない制度で、日本では通話に係る品質が高い水準で固定化されているのではないかといった指摘もあるところ。そこで、 品質要件を廃止して、品質も含めて消費者の選択に委ねてはどうかといった問 題意識。

以上、4つの候補案を掲げているが、ワーキング・グループで今後選定をするということで、国際先端テストについて考え方を申し上げた。

以上。

〇岡議長 ただいまの説明について御意見、御質問を。

〇大崎委員 3点申し上げたい。まず、私は基本的に、この国際先端テストについての案は非常によくできた内容だと思っているが、ここの「2.検討の視点」に書かれているような考え方は、この国際先端テストというフォーマルな手続の場合に重要なだけではなく、これに特段、明確には適用しない様々な規制の検討をする場合にも、これらの視点は極めて重要であるということは確認しておきたい。つまり、あくまでも国際先端テストの対象として選定するというのは、フォーマルな手続を通すのだという意味であって、それ以外の規制についても、ここに書かれたような視点で検討するということは、改めて確認しておくべきではないか。

2番目に、最後の紙で「国際先端テストの進め方について(案)」と時期が明示してある。取り上げる項目について、こういう日程で進めるということについて全く異論はないが、こういうことは一過性のものではなく繰り返しやっていくべきだと思う。だから、今後新たな対象が出てきた場合は同じようなスケジュール感で、4月・5月というのが例えば6月・7月とか8月・9月とかになるという感じで、どんどんやっていくべきだと思う。

3番目だが、国際比較といった場合、例えば私が担当しているワーキング・グループの審議でも実際にあったが、規制の所管官庁から、いや、それは韓国でも同等の厳しい規制が行われているという説明があった。それは事実なのだろうが、例えば韓国の制度の場合、日本の法制に学んで制度を導入しているというケースも多々ある。その当該案件について、そうであったか私は確認をしていないが、時として、日本のまねをした結果同じになっているのを、韓国でも同じだという使われ方をしてしまうという、国際比較にはなかなか難しい点があることは大事な点で、私は国際比較という場合に、基本的には高度先進国というか、アメリカ及びEUとの比較を原則として、もちろん、他に非常に進んだ制度が存在するというケースもあると思うので、そういう場合は適宜、他の地域や国も対象に比較をするという考え方で進めるべきだと思う。

- 〇岡議長 大変参考になる御意見。
- 〇浦野委員 今の大崎委員の1点目は大賛成で、是非、この趣旨で今後も先端 テストをやって欲しいと思う。

私は、より具体的に意見と質問を2つ申し上げたい。

まず一般健康食品の機能性表示の容認の問題。これは予防医学に積極的に活用するという意味で私も賛意を表したいと思うが、基本的に農林水産省と厚生労働省の法律が入り乱れており、薬事法と食品衛生法、栄養改善法や、これは消費者庁になるか、不当表示防止法のようなことも含めて幅広い所管があるので、どこの省庁で国際先端テストをするかというのも一つのポイントだと思う。薬事法の場合には、いわゆる偽医薬品というか、マイナスの側面を規制しよ

うというのが非常に強いので、ここで言っていることは予防医学ということで、 むしろプラス側面を表示してもいいのではないか。

そうなったときに、食品は医薬品以上に、インチキ会社と言うとおかしいが、 毎年そういう変な食品が多数出てくる。そういう意味で、プラス面をうまく活 用していこうと思うと、規制というよりは何らかの届出制のような形で厚生労 働省と農林水産省がまとまればありがたいと思っている。食品を巡る問題は大 抵の場合、厚生労働省と農林水産省が重なるので、その辺りを是非お願いした い。

2点目は質問だが、保税の扱い、通関のところについて、具体的にどういった部分でお困りかをお聞きしたいと思っている。例えば食品の場合だと、検疫や食品検査等というのがあり、実際に保税地域の所在地以外で、税関も含めて申告するというのは却って不都合のように思っているのだが、具体的にこれはどういう業種で、どんな点がお困りかということをお知らせいただきたい。

〇岡議長 共に国際先端テストの候補例に関するものだが、2点目の税関の質問について事務局から説明を。

〇中原参事官 「③輸出通関申告官署の自由化」については、現在、貨物の蔵置場所を管轄する税関官署に申告をしなければならないのを、諸外国ではどこに貨物の蔵置場所があろうと、ワンストップショッピングでできるということになっている。そうした手続の簡素化を認めて欲しいという要望であると認識をしている。

〇浦野委員 ということは、その貨物については、食品のように検疫や検査等はないという状況なのか。

〇中原参事官 そうした手続は当然あるのだが、最初の申告をどこにするかというところで、それぞれ蔵置場所のある税関のところに持って行かなければいけないか、1カ所でワンストップショッピングをして、荷物自体はそれぞれの港に積み込まれるわけだが、申告はワンストップでできればいいかということであり、検査・検疫についてはまた別の問題であると認識している。

〇長谷川委員 この国際先端テストとは、規制改革がなぜ必要なのかということを国民に説明するツールとして、非常に大事だと思う。つまり、規制改革がなかなか難しそうだが、何でこれをやらなければいけないのかということを普通の国民に分かりやすく説明するという意味で、これが大事なのだと。そういう観点から考えると、今、いろいろ事務局の追加候補案というのが出ているわけだが、私ははっきり言って、もっと大玉案件に触ってもいいのではないかと思う。つまり、具体的に言えば農業とか医療とかエネルギーとか、こういう大玉案件とされているもの。

なぜそれをやった方がいいか。それはすなわち冒頭に申し上げた分かりやす

さにつながるということが1点。

もう一つは、国際先端テストというのは、これ自体は改革工程ではなく、これは事実関係の認識ということ。国民に対して申し上げた医療とか農業とかエネルギーとか、こういうものが諸外国においてはどのような関係になっているのか。具体的に言えば、混合診療というのはどういうものなのか。それから、農業でいえば農地法というのがあるが、これは諸外国においてはどのように取り扱われているのか。さらに、農業の経営主体というのは、諸外国においてはどうなっているのか。あるいは流通というのはどういうことになっているのか。こういう事実関係を国民に対してきちんと示すということが、とても重要ではないか。

同様にエネルギーについても、今、世の中では、例えば再生可能エネルギーというのは、ドイツにおいては失敗しつつあるのだという言説が流れているわけだが、それについても一体どうなっているのだということを政府の規制改革会議の責任において、しっかり国民にお示しするということが極めて重要ではないか。

申し上げた医療・農業・エネルギーのような大玉案件については、かねて最初から議論しているように、6月までにという時間設定の問題は確かにあるが、事実関係を国民に示していくことによって、この規制改革会議が、いわばやる気を持って本気でやるのだということを国民に示していくことはとても重要であると思っている。つまり、改革の実際の工程そのものを議論するのは多少時間が掛かるにせよ、まずはどうなっているのかということを示すという意味で、私は大玉案件に触っていくべきではないかと思う。

〇鶴委員 私からも3点。1点目は、国際先端テストではない案件だから、国際比較は関係ないだろうということを、例えば関連の省庁が言うということが 絶対ないようにやらなければいけないということ。

2点目は、この所管省庁からの回答が非常に重要で、これまで書面で回答いただくときも、必ずしも十分な回答が無かったということなので、それなりの責任のあるポストの方に来ていただき、しっかり議論ができることが、大前提ではないか。

どの国をやるのかということも先ほど議論があったが、国際先端テストが議論になったときに申し上げたが、少なくともG7ぐらいの国はきちんと見なければいけないと思う。それ以外に北欧、南欧、中欧、幾つか国はあるが、韓国も含めて若干そこは追加的に見ていく必要はあるかと思うが、単に1つや2つの国だけをとって議論をすることが絶対ないようにということ。

もう1点お願いしたいのは、これも過去の会議で申し上げた点。所管官庁が 出してきた回答が非常にリーズナブルで正しいものなのかを、規制改革会議自 体がきちんと判断できるだけの、我々の方も十分知識を持たなければ議論にならない。そういった意味で、これはそれぞれのワーキング・グループで特にいるいろ議論を進めていくことになると思うが、各委員、事務局の方々は相当こちらの方も準備してかからないと議論ができないことで、これは何回も申し上げて恐縮なのだが、規制改革会議全体の認識として持っておかなければいけない点ではないかと、ここでもまた強調させていただく。

〇林委員 私も2点申し上げたい。まず、この資料1の「3.対象案件」だが、これまで委員の方がおっしゃったとおり、私も現在挙げられている追加候補案は、国民の目から見て分かりやすさという点では少々欠けるのではないかと思っている。

ワーキングにおいてより大きな観点から、国民生活にどういうメリットがあるかが分かりやすい形で整理し、より大きな項目を選んでいきたい。特に6月までの限られた期間にこれをやるという案件としては、いかにも小さいのではないか。

2点目だが、資料1の「2.検討の視点」に書かれていることは、いずれも 同意するが、これを行うに当たっては、実質的な比較ということに重点を置く べきではないか。

国の制度は、それぞれ前提となる制度が違うと思う。形式的に比較するのではなく、それぞれの制度の実質的な面も含めて、日本の今の規制の合理性について検討すべきである。そのためには、先ほど鶴委員もおっしゃったように、事前に資料を省庁から出していただき、我々もよく検討した上で、ヒアリングにおいて官庁の方から実質的なおっしゃりたいところを、よく意見していただいて、こちらからも議論する。決して決めつけるという形でなく、こちらも議論した上で、掘り下げた判断ができるようにしたいと思う。

〇松村委員 まず、国際先端テストに取り上げられないものに関しても、規制を続けるとすれば、こういうことを挙証しなければならないのだということを、全ての案件で認識すべき。国際先端テストに取り上げられないものが、行政の挙証責任を免れると思われたら困る。

先ほどからの議論で少し混乱してしまったのだが、韓国の例があると言うのが規制を維持する理由となるという話を聞いて頭の整理がつかなくなってしまった。国際先端テストなので、世界中で1つだけ例外があり、日本も2つ目の例外だからオーケーだと考えるのは、そもそも論理的におかしい。世界で最先端を目指す、一番進んだところで問題が起こっていないのにもかかわらず、なぜ規制するのかがそもそもの問題点なので、韓国だから駄目とかいうことではないはず。それは仮にアメリカだったとしても、アメリカの特殊事情によってアメリカだけで規制されている例を1つ出されたからといって、だから日本も

規制を継続してもいいと考えるのではなく、規制なしにあるいはより合理的な 規制できちんとやっている国があるにもかかわらず、なぜ日本では駄目なのか と考えるべきだと思う。

1カ国日本と同様の例が出てきたからといって、はいそうですかと引き下がるのでは、国際先端テストの名に値しない。この点は留意が必要だと思う。

〇森下委員 私も2点あり、1つは、先ほど少し話が出たヒアリングなのだが、書面だけでやりとりしたのではニュアンスが分からないという点と、うまくごまかされてしまう点がどうしても出てくるかと思うので、是非各省庁とのヒアリングの場を設けて、本当に先端になっているかどうか、調べた事例自体が向こうに依存しているということになると、これはなかなか実態が見えないということも当然起こってくるので、そうしたヒアリングの機会も是非設けていただきたい。

もう1点は、先ほども浦野委員から出たが、一般健康食品に関してなのだが、これは非常に省庁が多岐にまたがっており、厚生労働省、農林水産省、恐らく消費者庁とか消費者委員会になるなど非常に幅広い。どこの省庁が取りまとめるかによって全く違った内容になる可能性もあると思っており、その意味では、これは事務局へのお願いにもなるのだが、やはりどこか取りまとめの省庁でしっかり国際先端テストをやってもらう必要があるのではないか。

その中では、場合によっては一般健康食品、いわゆるサプリメントと農作物の場合は、取りまとめの省庁自体が異なるということもあり得ると思うので、厚生労働省と農林水産省とか、あるいは消費者庁がやるのか分からないが、少し実態に即して、本来取りまとめをすべき省庁にきちんと依頼をしていただきたい。

場合によっては国際先端テスト自体がたらい回しになって、どこからも回答が出ないということも、こういう各省庁にまたがった案件では十分あり得るので、その意味では私ども事務局サイドと委員サイドも勉強しながら、ここは進めていく必要があると思うが、是非しっかり回答を出していただくようお願いして欲しい。

〇佐久間委員 国際先端テストはあくまでも手段であって、ここでそのテーマの優劣を決めるというものではないと、まず理解している。つまり、もう既にこの6月までというタイムフレームの中では、当然本会議のもう既に決まっている最優先案件が1番、ワーキング・グループで取り上げる項目が2番。

それ以外の、要するに優先順位が6月のタイムフレームの中で低いものが追加的に来るのだろうなというのが私の理解なので、ここで再度、大玉の議論となると、元の議論に戻ってしまう。つまり、国際先端テストをすればいいというものでは当然ないので、この6月までということでは、大玉は既に終わって

いる議論ではないか。6月という枠を外れて次に行うものについては、先ほど言ったようなものが恐らく出てくるのだろうと思う。

○金丸委員 国際先端テストそのものには賛成だが、この検討の視点だけを見るとa・b・c・d・eがあるのだが、これを読んでいても、世界から遅れているものは追い付くぐらいの発想の文章にしか読み取れないのだが、普通にやっているところとやれていないところを見つけて、それを同じようにやっていきましょうぐらいなので、先端にいくというのは、どの文章からどう読み取るのかがまず分からない。多少嫌みだが、諸外国より研究した結果、新しいルールを設ければ成長戦略に促進できるようなルールという、規制のイノベーションみたいなものも必要なのではないかと思うので、fぐらいにそんな発想の文章を是非付け加えて欲しいというのが、私の要望である。

もう一つ、私は恐らく医療とかITのところをやることになると思うが、医療分野等については標準化であるとか、ルールが決まっていないことによって利便性であるとか阻害している要因もあると思うので「1. 趣旨」の「個別の規制の必要性・合理性について」という表現は、今、存在している規制だけではなくて、何か新しいルールの誕生も含めてと考えればよろしいか。

- 〇岡議長 今の質問に対し、事務局から回答を。
- ○滝本室長 基本的には、そういうものも当然視野に含まれていると思う。
- 〇岡議長 皆さんから大変前向きな意見を多数いただいたので、国際先端テストに対し、この会議としてどういう考え方、姿勢で取り組むのかを取りまとめ、次回会議で諮りたい。

その上で、この6月までの間にどのテーマを先端テストの対象とするかについては、最優先案件で取り上げている「インターネットの薬販売」は既に実施済みだが、事務局が提案した4つの追加候補例はあくまでも例として挙げただけであるので、今日のこの会議では、各WGにおいて、この手法を使って、より効果的に進めていきたい項目を選定いただくということに賛同いただきたい。〇長谷川委員 付言しておく。私が大玉案件についてあえて申し上げたのは、この規制改革会議の姿勢を示すということの趣旨。つまり、先ほども申し上げたが、どうやって改革していくのかという中身の工程の問題、これは時間があるから難しいというのはそのとおり。

私もそのように思っているが、国際先端テストというのは、これは事実関係がどうなっているのかということ。だから、鶴委員のいうように、例えばG7についてこのようになっているのだとペーパーを出していただければ、それはそれなりに私たちも理解できるし、同様に国民も同じように理解できる。それから、さて日本をどういうふうに変えていくのかという議論は、それは濃密な議論が必要だろうと思うが、まずは事実関係を示すことによって、規制改革会議

の議論が国民に対して、私たちは決して大玉案件を忘れていないという姿勢を示すことができると思う。

つまり、ずばり申し上げれば、若干失速しているのではないかという懸念を持っている。そうではないのだと、産業競争力会議と合わせて規制改革会議というのは、正に成長戦略の起爆剤として大きく国民に訴えていくのだという姿勢を示すという意味でも、まず事実関係について私たちは洗い出しを始めるぞと、それをどう変えていくかの議論はひょっとしたら時間が掛かると説明すれば、なるほどと多くの人は納得してくれるのではないか。

〇岡議長 長谷川委員から御指摘のあった農業、医療、エネルギーの具体例は、 大玉か小玉かともかく、それぞれWGの中に入っている。是非、各WGではそ ういう考え方も取り入れて候補案件を選んでいただきたい。

さらに、我々の活動は、一応6月までという期限を切っているが、当然7月 以降も続いていくわけで、国際先端テストの手法は6月で終わりではない。 今後もこの手法を取り入れることが効果的であると我々が判断すれば、継続的 にやっていくべきだろうと考えている。したがって、最初の半年間でこの手法 を取り入れて、できれば大きな成果を上げたいという思いも持っている。

次回の本会議では、各WGから国際先端テストの手法を取り入れる項目を出 していただき、議論していきたい。

最優先案件のインターネットの薬販売については、既にその手法について、 厚生労働省と話をしていることは前回会議でも議論したが、我々の再度の申し 入れに対し、厚生労働省から、「現在欧州等の規制状況についてさらに調査中の ため、その結果が得られ次第回答するので、今しばらく時間をいただきたい」 という回答が来ている。

これに対する回答は、ここから私から皆さんへの提案だが、本件については、 国際先端テストという手法を取り入れた第1号案件であり、しっかりフォロー していきたいので、厚生労働省に対し4月中に回答をいただくことを皆さんに 同意いただければ、厚生労働省にその旨を伝えたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 それではそのようにさせていただく。

(2) 石炭火力発電に対する環境アセスメントに関する規制改革会議の見解 について

〇岡議長 次に、議題2「石炭火力発電に対する環境アセスメント」に移る。 これまでの議論を踏まえて事務局で素案を作り、更に事前に皆さんの意見を一 部採用した形になっているが、本日の会議にて、本会議の見解をまとめたい。 まず、事務局から見解案を説明の上、意見交換する。 〇仁林企画官 それでは、資料 2 を御覧いただきたい。読み上げさせていただく。

石炭火力発電に対する環境アセスメントに関する規制改革会議の見解(案)

〇 東京電力福島第一原子力発電所事故以来、わが国の安価で安定的なエネルギー供給に大きな支障が生じている。この重大問題を克服するため、当面、石炭火力の位置づけを見直し、その役割を高めていくことが喫緊の課題である。一方、石炭火力の活用に伴い、温室効果ガス(CO2)の排出量が増大することになる。

この問題に対しては、電力の安定性、経済性、環境保全および安全性といった「3E (Energy Security, Economic Efficiency, Environment) + S (Safety)」の観点から、バランスよく解決を目指していくことが重要である。

- この点、石炭火力発電に対する現行の環境アセスメントは、CO2削減のため個々の事業者に過重な環境保全措置を求めている面があり、事業見通しを困難にしている。結果として新規参入の障壁になる等、安価で安定的なエネルギー供給の妨げになっている。
- ついては、事業者が事業の参入や継続を躊躇することがないよう、規制 改革会議として、石炭火力発電に対する環境アセスメント手続きについて、 以下のような措置を講じ、所要の見直しを速やかに図るよう求めたい。
 - 1 国が審査指針で定めたBAT (Best Available Technology)の審査判断は、事業の計画的な進行管理に支障がないような時点を基準として行うこと。その際、その時点において商用化されている最先端の技術を国があらかじめ明らかにすること。
 - 2 BATの審査に加え、更に個々の事業者に対して、個別事業と国全体の CO2に関する目標との整合性を求める審査に合理性があるかを見直すこと。仮に、整合性審査の必要性が認められる場合にあっても、新規参入 障壁にならないように、国は、事業者が講ずるべき措置について、実行 可能で合理的かつ具体的な審査基準を明らかにすること。

また、その場合には、わが国の石炭火力発電技術が世界最高水準であることを踏まえ、その技術がわが国のみならずグローバルな環境改善に寄与しうる点に配慮すること。

3 新増設の場合も含め、審査を可能な限り合理化・効率化し、関係機関等からの意見聴取を同時並行で行う等により、手続き期間をできる限り 短縮すること。

- 〇 環境省及び経済産業省におかれては、当会議の見解を踏まえ石炭火力発 電に対する環境アセスメント等に関する協議を加速し、早期に結論を得る よう努められたい。
- 〇岡議長 今の見解案について、御意見、御質問を。
- ○浦野委員 事前に意見を申し上げられず申し訳なかったのだが、3つ目の○の2番の最後のところ。「その技術がわが国のみならずグローバルな環境改善に寄与しうる点に配慮すること」。これは確か議論の中では、日本国内というよりは世界中でCO2が減ることが大事なのだという議論があったと思う。

そこをより具体的に強調するという意味で、日本政府として、確かCOP17で2国間クレジットを提唱しており、そのかなり重要な具体例になると思う。それを日本で実施した上で、世界にというのはとても価値があると思うので、例えばここにより具体的に、「その技術がCOP17で我が国が提唱した2国間オフセットクレジットメカニズムの導入の具体例にもなり得るという点に配慮すること」というような文章で入れれば、このことの価値がより高まると考える。ご検討いただければと思う。

〇滝委員 今の浦野委員の話にも関係しているのだが、これは産業活性化に石炭火力の進んだところを大いに活かすという大きなテーマだと思う。石炭火力発電技術がさらに進み、無公害とまでは言わないが、それに迫る石炭火力のコストが下がるということになってくると大変な意味がある。もう一つ言えるのが、エネルギーがらみで日本の先進性を印象付ける非常にシンボリックな存在になりうることだ。特に今はいい意味で非常にチャンスなのではないか。過去には、決済が遅れるあるいは遅れすぎて具現化の機会を失ってしまうというようなことの中で、世界の国々は採用したいのだが日本国内に事例がないということから採用できなかった例が相当あったと聞いている。そういうところが改善されれば日本の産業の大きな活性化につながり、併せて日本に対する評価の向上にもつなげられる。

○佐久間委員 ありがとうございます。この見解(案)の○の3つ目の2というところ、「BATの審査に加え」というところのさらに第2文として「仮に」とあるわけだが、英語で言えばこれは仮定法過去の「仮に」だろうとは思うが、以前の本会議でも議論したように、BATに加えてさらに個別の事業について基準が必要だというところがいま一つ分からない。ここの合理性があるか見直すこととあって「仮に」とあるのだが、ここで言っている「実行可能で合理的かつ具体的な審査基準を明らかにすること」という審査基準が、本当に仮にということがあったとして、どういうものが出てくるのかが、はっきりいって想像できないということを何度も申し上げている。例えばどういうものが出てくる可

能性があると事務局は考えられたのか。

つまり、BATの審査でクリアしたと、そうすると個別のあるプロジェクトの審査に入った上で、何かの基準を持って、やはりBATはクリアしているが、駄目だという基準が出てくるということなので、それがどういうものなのかというのがよく分からないので、想定している範囲、別にこうだということでは決してないのだが、その辺を教えて欲しい。

〇舘次長 こちらでは、前回のヒアリングで環境省からも回答があったが、国全体としてのCO2の排出削減というものを考えた場合には、それに合わせて事業者として新規参入事業者、既存の業者も含めて、何らかの排出削減目標、自主的に計画を作ることを考える。そうしたものとの整合性、個別事情との整合性ということが一つは考えられるのではないか。

〇佐久間委員 今の話だと、あるそういう目標が作られて個別事業者のある枠があって、その枠をこのプロジェクトをやるとはみ出てしまうときには認めないということだとすれば、それはそもそも環境アセスメントに入る前の話ではないかと思う。だから、ここは一旦そのプロジェクトは認めて、環境アセスに入ったときの基準として考えられていると思うので、そのときにどういう基準かがよく分からない。

〇舘次長 全体として、そのプロジェクトをどの段階で認めるか。それは政府全体として始めから民間の発電事業の燃料原材料別の枠をかちっと決めることもあり得ると思うし、環境省としてはその際に、そういうものがまだ決まっていないが、CO2の削減目標みたいなものが全体としてあって、個々の事業者ごとというか、新規参入の予定事業者、もしくは全体の事業者で何らかの計画を策定したときに、それを環境アセスメントの段階でチェックするような手段も残り得るのではないかという視点だと思う。

〇佐久間委員 分かったというところまではいかないが、いずれにしても合理 的でなければそういう審査基準はないとも理解できるので、この文言は他の委 員の方が異論なければ、私としてはあえてここで全部取る必要があるというこ とまでは申し上げない。

〇安念委員 私は、佐久間委員の御疑問に全く賛同で、当会議の文書としては、「仮に」のセンテンスはなくてもいいと思う。つまり、現在の発電所省令12条 2号があるからここを書かざるを得ないという、事務局としては当然の御提案なのだが、そもそもあの条文が何を意味しているのか全然分からない上に、マクロな環境上の目標に個別事業を合わせろということはもともと無理に決まっている。例えば2050年に80パーセントC02削減という目標に個別の火力発電所を合わせろというのはできるはずがない。できるはずのないことをやれと言っているのから、我々はそんなことまで気にする必要はもともとない。つまり、あ

の条文をもともと組み替えろという方が規制改革になる。

したがって、佐久間委員は非常に紳士的で取れとはおっしゃらないが、私は取れと申し上げたい。つまり、ここは我々が心配しなくてもいい。ここまで親切に心配してあげる必要は全然ないのであって、「仮に」の前のところを活かせばそれでよろしい。「仮に」の部分は向こうから文句を言ってきたら、考えてやらぬでもないという態度を見せればいい。

次に、3つ目の〇の1のところだが、「事業の計画的な進行管理に支障がないような「時点」とある。確かに事業によっていろいろな形態があるから、「時点」を一義的に決めてくれといっても決めうちができないのはよく分かるのだが、例えばとして「時点」の後に「入札条件提示時」というような括弧書きを入れるというのも一案かなと思うのだが、どうか。札を入れられないというので話にならない。入札の条件として、官庁がこう言ってきたときにはまた話が変わってくるかもしれない、という留保条項を伴った入札条件にしなければならず、ビジネス上大変に困ると思う。もっといい知恵があるならばそれに従いたいし、ここで言う時点というのは、例えば、入札の条件を電力会社が提示する時点のことでもある。そうでなければならぬとは言わないが、そういうことでもあるということを、この場での共通の理解にするというのであればそれでもあるということを、この場での共通の理解にするというのであればそれでも結構だろう。いずれにせよ、現在のように準備書の段階というところまでするずる先まで延期されては困るので、その点に何か1つ重しをつけておいた方がいという気がする。

〇林委員 まず、今の点の最初の方からいくと、資料2の3つ目の〇の2番の「仮に」の文章、私も結論としてはすっきりするのは、もう「仮に」を取ってしまって「見直すこと」で終わるのがすっきりしていると思う。ただ、週末に原案をもらったときに、「整合性審査の必要性が認められる場合にあっても」という文章があったので、そうであるとしたら、これはあくまでも「見直す」ときに、もし「仮に」、BATの審査に加えて整合性審査を行うことに合理性があるのだというのであれば、規制当局は「実行可能で、合理的かつ具体的な審査基準を明らかにしなければいけない」、いわば立証責任の転換のようなことを考えて、「仮に」という言葉を入れ、「新規参入障壁にならないように、」「実行可能で」という言葉を入れるべきではないかという修正意見を申し上げた。

佐久間委員や安念委員がおっしゃるとおり、ワーキング・グループではそもそもBATの審査するのに、さらに個々の事業者に対して国全体のCO2等の目標の達成についての整合性審査まで課するのはナンセンスではないかというのが総意だったと思うので、そういう意味では、「見直すこと」ということで、もしそれ以下を取るということであれば、私はそれに賛同する。ただ、今のように「仮に」ということまで入れた方が実際的には丁寧な意見になるのではないかと思

う。

資料2の3つ目の〇の1番の方だが、「事業の計画的な進行管理に支障がないような時点」という意味は、私は、遅くとも事業者が申請する時点では審査基準が何か分かっていることという理解で同意した。というのは、申請するときに何が基準か分からなければ業者は申請できないわけだから、そういった意味で、ただ、それを「申請時」と固定してしまうと、より後ろになってしまうことがあるので、この支障がないような時点というのは、それよりも前を含む柔軟性を持った表現だと、善意に理解しすぎたのかもしれませんが、そういう趣旨でこれでもよろしいかなと思った次第。

〇長谷川委員 私も「仮に」以下は取った方がいいと思う。というのは、前段で政府に対して合理性があるかどうか見直せと言っている。ところが、後段があると、あるかどうかについては認められる場合であってもというと、政府が認める必要性があると、認めるのだということを、我々が認めてしまう、つまり判断を相手に委ねてしまうという話なので、我々の立場は見直せということに尽きるのだということでよろしいと思う。

〇安念委員 私が言った「時点」の話だが、これは別に具体的に書き込まなくてもよくて、今、林委員がおっしゃったような意味で、つまり、遅くともアセス申請時まで、そこから後はもう手戻りが生じてしまうから駄目だ、遅くともそこまでなのだ、というのがここでの共通理解だと仮にすれば、私はこの文章のままでも結構と思う。

〇岡議長 まず、第2項の「仮に」以下を削除することが皆さんの多くの意見 と感じたので、「仮に」以下を削除したい。

次に、第1項の「事業の計画的な進行管理に支障がないような時点」とは、 私も実は、林委員のように「事業者にとってより有利な時点」と受けとめたが、 この原文のままでいいのか、或いは、安念委員御提案のように、「時点」の後ろ に「遅くともアセスメント申請時点」という例示を括弧書きで入れるかどうか についてはいかがか。

〇林委員 これだけ読んだだけでは分からないということかもしれないので、 そういう意味では安念委員おっしゃったように括弧書きで遅くともアセス申請 時点というのを入れた方が分かりやすいのかなと思う。

〇安念委員 それは有難い。

〇岡議長 では、第1項の「時点」の後ろに「遅くともアセスメント申請時点」 を括弧書きで追加することにさせていただく。

更に、第2項のセカンドパラグラフに、2国間クレジットの話と日本の経済活性化あるいは産業活性化に大いに役立つということを織り込んではどうかとの御意見も頂戴した。実は、2国間クレジットについては、先週金曜日の産業

競争力会議の「エネルギー」の議論の中で大変強い意見が出たので、間違いなく、2国間クレジットの話が挙がってくると思う。また、高効率の石炭火力の技術を使うことが産業の活性化にもつながるし、日本のみならず、世界的にも貢献していくという議論もあった。

したがって、ここにそれらを織り込むこと自体全く問題ないと思うが、この 文書に織り込むかどうかは預からせていただきたい。事務局には、先程の2点 の修正と、今の追加を織り込んだ場合のアイデアをこの会議終了時までに取り 纏め願いたい。

〇安念委員 あれもこれも議長にお預けするのでは大変恐縮だが、3つ目の〇の2、「仮に」をとってしまったので、そうすると、その次の「また、その場合には」の「その場合」がなくなってしまった。そこでこれをどうするかが問題になる。しかし、「我が国云々」の部分はとてもいい文章なので、とってつけたようかもしれないが、「とりわけ」とかと言って、この文章自体は活かしたいという気がしている。その修文を議長にお任せしたいと思っているのだが、どうか。

〇岡議長 了解。そうすると、先程の2国間クレジットと産業活性化を織り込む場合は、4番目の〇の前に、もう一つの〇を入れて、全体をカバーするような表現とする。原文では、2番目の〇の中に納まっているが、それを取り出してみる。そうすると、「また、その場合」は必然的になくなる。そういう形で進めさせていただく。

〇西村副大臣 確認をさせていただきたいのだが、最後の〇について、「環境省と経済産業省において協議を加速し、早期に結論を得るように努められたい」の「早期に」なのだが、岡議長も御案内のとおり、競争力会議でも議論になって、5月下旬には東電の入札が締め切られるということがあるので、早期にというのは4月末とか5月上旬とか、そういうことを指しているということで理解しているが、そういうことでよろしいか。

- 〇岡議長 副大臣はもっと具体的に明記した方がいいのではないかと。
- 〇西村副大臣 遅くとも5月上旬ぐらいにはというのを入れてもいいのかなと 思う。私側から言うのは変だが。
- 〇岡議長 スピードアップに反対する方は誰もいないと思うので、ここももう 少し踏み込んで、「早期に」の代わりに「1カ月以内に」としたい。

(「異議なし」と声あり)

〇岡議長 では、事務局、そういうことでお願いします。

(3)保育チームからの報告

〇岡議長 それでは、議題3「保育チームからの報告」に移るが、ここからは 鈴木参考人と山口参考人にも出席いただくと共に、議題4「鈴木参考人からの ヒアリング」の質疑応答のために厚生労働省の方にも入っていただく。 まず、大田議長代理から保育チームの報告をお願いする。

〇大田議長代理 前回御承認いただいた保育チームは先週金曜日に活動を始めた。本会議の議事が効率的・効果的にいくように作業を進めてまいりたい。

第1回目として、前回、いろいろな情報を出すことが大事だという御意見があったので、まず厚生労働省にこういう資料を出していただけないかという一覧をまとめた。御意見をいただければと思う。資料3を御覧いただきたい。

厚生労働省に対して、待機児童が50人以上存在する東京都、神奈川県及び埼玉県の各市区町村について、下記の①~③に掲げる資料を請求したい。

- ①、下記の基準のいわゆる「上乗せ基準」、この意味は児童福祉施設最低基準からの上乗せを指す。施設基準と職員基準について上乗せしている市区町村の 一覧表と、当該市区町村における待機児童数の一覧表。
- ②、株式会社及びNPO法人の認可保育所への参入状況の一覧表及びその当該市 区町村における待機児童数。
- ③株式会社等の認可保育所への参入を阻害する運用の実態の一覧表と市区町村の待機児童数の一覧。その第一として、認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集をする際に、応募資格として株式会社等を排除している例。

第二に、市有地を活用して保育所を運営する法人を募集する際に、応募資格として株式会社等を排除している例。

第三に、市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において、応募資格として株式会社を排除している例。

第四に、「安心こども基金」で補助金が出されているが、これが株式会社等に交付されていない例。前回の横浜の御説明で、横浜としては株式会社に内装整備費事業補助を出しているという話があった。認可保育所の新設に関わる補助金というのは、社会福祉法人に限定されているので、なるべく競争条件を等しくするために内装整備費事業補助を最大3,000万円補助するという御説明があった。

これは自治体から出すのは250万円で、残りはこの国の「安心こども基金」から補助されるということなので、こういう補助金が株式会社等に交付されていない例を示していただきたいということで厚生労働省にお願いしたい。

- 〇岡議長 ただ今の説明に対して御質問があれば。
- 〇鶴委員 これは全国を全部調べるのは大変なので、具体的に東京都、神奈川県、埼玉県の各市町村を選ばれたということだと思うのだが、具体的に選ばれた理由を、幾つか恐らくあるのだろうが、教えていただければと思う。
- 〇大田議長代理 割と急ぐ話なので絞り込んだ。首都圏、特に待機児童が多い 県ということで選んだ。

〇鶴委員 前回、西村副大臣が国内先端テストということをおっしゃって、横浜市は、明確に目標にすべきところであると思う。そこと比較可能なところをきちんと選んで、そこでどうなっているのかというのが恐らくこういう比較のテストをするときに非常に重要な要件だと思う。私も今大田議長代理がおっしゃった点、比較対象ができるということでもここを選ばれたと理解しているので、都合のいいところを選んだとかではなく、あくまでも横浜市と比較できる、だからこそ、そこと違うやり方をしておれば改善していただくという意味合いで選んでいるということを認識いただく、説明していく必要はあると思う。〇岡議長 それでは、このような資料の提出を求めていきたい。

(4) 鈴木参考人からのヒアリング(保育に係る規制改革について)

〇岡議長 次に、議題4「保育に係る規制改革について、鈴木参考人からのヒアリング」に移りたい。鈴木参考人から御説明を。

〇鈴木参考人 本日は、そもそも待機児童というのはどうしてこんなにたくさんいるのかと、そして、それがなかなか解決しないのはどうしてなのか、それを解決するための規制緩和というものはどういうものが考えられるのかということについて15分ぐらいでお話しせよということなので、その話を15分だとなかなか細かいところまでいけないと思うが、本質的な問題のみに限って少し話をさせていただければと思っている。

プレゼン資料は資料4ということで今用意しているが、まずウォーミングアップとして、ここにミネラルウォーターが用意してあるが、これを元になぜ待機児童というのが発生するのかという簡単な例え話をしたい。

これは先ほど私が買ってきたのだが、110円。遅れそうだったので走ってきたので、110円で非常に満足して買っている。恐らく他の人も満足して買っていると思う。これはそもそも満足しなかったら誰も買わないので、市場の下では消費者は110円の価格で満足する。そして、企業の方も実は満足して110円で売っているはず。なぜならば110円で利潤を上げて、利潤を上げていない企業は存在していないので、このように消費者と企業が折り合いをつけて110円という価格で双方満足して取引して、効率的な社会を営むというのが我々が生きている市場経済というもの。

ここで例えば与党の政治家が、たかが水に110円もの価格をつけるのはけしからぬと、特に生活必需品だから、低所得者にとって110円というのは高いではないかということで10円にしようということで価格統制をしたとき何が起こるか。さらに低所得者が110円だったら、当然それ以外の人が110円というのはあまりにも落差があるので、例えば30円にしようということにしたとする。

そうすると、まず利用者、消費者の方は、今まで110円だったものが10円や30

円になるわけだから、どんどん欲しいということになる。当然、自動販売機とかコンビニとかに行列ができると思う。これが水待機者。しかし、並べる人はよほど暇な人か、よほどせっぱ詰まってのどが渇いた人なので、当然他の人は行列を見て、少し後にしようと思う。これが潜在的水待機者ということであり、お店に水が搬入されたら、行列が少し短くなったら並ぼうと思っている人たちだから、逆に言うとなかなか並んでいる人は少なくならない。少しでもお店に水が入り行列が短くなると潜在的な人たちがどんどん行列に並ぶので、そういう意味でなかなか解消しないというわけ。

この混乱状況を見て、政府も何かしなければいけないと、当然割り当てを考える。割り当てというのは、せっぱ詰まってどうしても飲みたい人とか、低所得者、弱者とかという人に割り当てをして、この人たちに優先的に水を飲まそうということをするというのが消費者側。

では、企業の方はどうなるか、今まで必死の企業努力の末に110円で売っていたが、これを10円にされたらたまらない。採算は全然合わないので、当然、その企業は撤退して、こんなものは売りに出さないということになる。それは政府にとっては困るので何を考えるかというと、まず公的な企業を作るわけ。公的な企業を作って公務員を入れて水を生産しようということになる。でも、そう簡単には増えないので、今度は自分のお眼鏡にかなった民間の企業に大量に補助金を投入して水を作りなさいということになる。前者を公立認可企業とする。後者を私立認可企業と呼ぶことにする。

当然、今まで民間で効率的に運営されていたものに比べて、こういう補助金を投入したり法律でやるということは、当然効率性に劣る経営をする。特に価格が非常に安く、もうどんどん並んでおり、飛ぶように売れるので、企業努力をする必要はない。当然水の質も落ちてくるわけだが、公立の企業、私立の認可企業は、割り当てをする政府の方ばかり見て生産を行うから、水の味も落ちてくる。でも、消費者は安いので、我慢ということになる。

効率性に劣るということはコストもどんどん高まっていく。当然公立の認可企業にしたら、これは公務員だから、ただでさえ人件費が高いのだが、社会保険庁と同じで独立王国だからどんどん職階を上げたり、休日は働かなかったり、残業もしなかったりとどんどんコストが高くなっていく。そうなると、110円の生産コストだったものが300円とか400円になる。しかし、消費者は10円とか30円で買っているので大量な赤字が発生している。これをどうするかというと、政府がやっているから、税金を投入するということになる。大量の赤字で税金を投入されているのだが、消費者は自分が直面している10円とか30円だけが重要で、その裏に大量の税金が入っていること等は考えない。そういうことに徐々になってくる。

そうなると、大量の補助金、税金を投入するとなると、政府もなかなか水待機者対策をできなくなる。なぜならば、公費がなかなか用意できませんから、 一生懸命待機者ゼロとか言うが、先立つものがないのでなかなか対策ができないということになる。

そうすると、規制を結局作って、株式会社は駄目だとか、特殊な会計を作れ とかいろいろなことをして、実質的に規制をして、なかなか簡単には企業がふ えないということになる。業界団体もそう。こういう規制された産業は、我々 はレントと言うが、高コスト構造を享受できる。だから、業界団体を作って、 一生懸命ロビーイングをして、株式会社等は絶対入れないぞと、消費者も安い 価格で喜んでいるから、これを抱き込んで、消費者とともに規制緩和は駄目だ というようなことになる。

そうすると、待っていられない水待機者はどうするかというと、裏通りから、 違法な業者から買ってくるが、それは全然質が保たれておらずお腹を壊したり する人も中には出てくる。

そして、先進的な自治体は見るに見かねて自分たちで補助金を出して認証企業というものを作って経営をやらせるが、これは全然補助金が出ていない。認可の企業が非常に安い価格でダンピングしているから、なかなか経営が苦しいという状況になるということ。

今の話のとおり、これは保育の話と全く同じで、何が問題かというと、価格が人為的にコントロールされている、それだけでこんなおかしなことが次々できてしまうということ。

何をすればいいか、それは簡単で、価格を自由化するというのが基本。その後作った割り当てだとか参入規制とかそういうものは撤廃してしまうというのが一番簡単な水待機者対策ということになるが、これは水の話だとすごく分かりやすいと思うのだが、保育と言ったとたん、いろいろ特殊な世界だということになり、なかなか話が進まない。これで解決かということだが、もう一つ問題がある。それはそもそも政治家が低所得者のために何とか価格を安くしてあげたいと思ったが、それがどこに行ったのだということ。これも実は簡単で、水の価格を下げずにそういうことができる。低所得者に対して直接補助金を出せばいい。彼らが使える補助金を渡せばいい。そうすると、他の中高所得者に補助金を出さずにすむ。あるいは企業で中抜きされずにすむので、わずかな補助金で済むということで非常に効率的なことになる。これが今水の話だが、保育についても全く同じで、これが基本的な問題の構造と対策の方針ということ。

そこで、資料4を見て欲しいのだが、基本的に今の話の繰り返しになるが、 今度は待機児童の話。ここで私が強調しておきたかったのは、保育というのは 特殊な世界の話ではないということでして、どんどん特殊な話、専門的な話に 持っていかれてしまうと思うが、常にそうではないということを念頭に置いていただきたい。

まず、待機児童よりも重要な潜在的な待機児童ということで、待機児童が4月の時点だと2万5,000人で、10月だと4万人ぐらい発生するが、これは10年以上全然減らない。なぜ減らないのかということ。実は、毎年それ匹敵するぐらいの定員増はやってきている。昨年で3万6,000人、その前の年だと4万6,000人も増やしているが、一向に減らない。

このメカニズムは一体何かというと、先ほど話したとおり、待機児童対策をして定員を増やすと、それが呼び水になって潜在的な待機児童がやってくる。統計に載っていない人がやってくるということでどんどん顕現化するということなので、待機児童対策をするのに何が重要かというと、潜在的待機児童を見て対策をするというのが重要だと思う。では、一体何人ぐらいいるのかということだが、これはいろいろ学術調査もある。周・大石という論文があるのだが、大体首都圏で25~30万人ということで10倍ぐらいの数字。全国的には60~85万人という程度だと推計しているので、これは対策しなければいけない。今の2万5,000人とかという規模に比べるととてつもない倍率になる。これは対策しようと思ったらとてつもない公費が出ていくことになるので、なかなか対策できないというのが当たり前なこと。

そこで、ただ単に供給量を増やして、消費税を上げてその分だけ非常に高コストな公立の保育所だとか私立の認可保育所を作るということではなかなか先立つものがないので、先に進まないというのがずっと続いてきたことだし、これからも続くだろうということ。

そうすると、構造的な問題を対処せざるを得ないが、まず1つは何かというと、認可保育所の保育料が安すぎる。これはなかなか勇気を持って言う人がいないのだが、はっきり言って安すぎる。大体どれぐらいなのかということだが、認可保育所というのは応能負担、所得に応じて決まるというメカニズムになっているが、内閣府の調査で大体平均で2万4,000円ぐらい。それに対して例えば東京都の認証保育所、認可外だが、幾らぐらいかというと5万3,000円ぐらいということで大変な落差が生じているということ。

なぜそんな認可が安いのか。高所得者が本当は取らなければいけない基準になっているのだが、なぜそんなに高いのかというと、自治体が独自に安くしてしまう。というのは、低所得者のところはほぼただ。生活保護世帯だとか非課税世帯というのは保育料がただなので、ただのところとあまり落差を広げるわけにいかないので、そんなに高所得者も高く取れないということで、自治体が独自にいろいろ減免する。そして、2人目は半額にするとか、3歳児以降はもっと安くするとか、いろいろやって、結局安くなるというのが認可保育所の実

熊。

4ページ、では、それだけ安いが、本当のコストは一体幾らなのかということ。実はこれは非常に見えにくく、あまり情報も公開されていないのだが、大変高くついている。例えば東京都の認可保育所、公立の場合だが、ゼロ歳児一人当たりの運営費というのは、月額50万を超えている。つまり、1人1カ月ゼロ歳児を預かってもらうと50万円掛かるということになっている。私立の認可はそれより少しましなのだが、29万円程度で、実は裏腹で大変な公費が出ているということ。

ページを幾つかめくり9~10ページ、これは一体何なのかというと、国が公表するベースでこれぐらい公費を出しているというものと実態はどれぐらい乖離があるかというのを見てもらうもの。これは実はある役所が作ったもので、一番上の国基準というものが大体公表する数字なのだが、私立だと平成17年で2,700億円、地方が2,700億円で利用者が3,600億円払っているというが、実態はこんなに払っていない。実態はその下で、実態は2,500億円しか払っておらず、しかも出ている公費はもっと高いということだ。これが公立になるともっと悲惨。それが平成22年のベースだとどうなるかと書いているもの。

結論だけ申し上げると、実は認可保育所というのは私立でいうと利用者が保育料として払っているのは25パーセント。そして、公立の場合は19パーセントということ。大体2割ぐらいしか利用者は払っていなくて、実は8割が税金で賄われているという構造になっているというのが実態。特に都市部、東京都はもっと悲惨で、9割公費が出ている、1割しか負担していないというのが現状。これが全然公表はされていないのだが、本当の実態であるということ。

こういう構造に対してどうするかというのが先ほどの例え話と同じで、基本的に価格を自由化するのだと、参入も自由化するのだというのが基本。政治的にどこまで何をどれぐらいできるかというのは、落としどころは考えるとして、基本的な方向性はこういうことだということ。価格自由化すると、とんでもない価格をつける人が出てくるというのが典型的な批判なだが、そんなことはない。

次のページ、これは東京都の認可外保育所である認証保育所というものの価格の分布を調べたものだが、自由価格にしたら月額30万取る保育所が出てくるとか言うが、そんなものは出てこない。世の中競争しているので、30万の価格をつけた保育所は潰れるので、当然価格は収斂していく。見てもらうと、大体5万円とか6万円ぐらいのところに分布が集中しているので、認証保育所というのは価格を自由化しているのだが、自由化してもこの程度だということ。もし不安だったら、上限と下限を決めておけばいい。

ただ、なかなか規制緩和といってもここまで根本的な対策をとる、程度はど

こまでとしても難しいということで、セカンドベストとしては価格規制を維持 したままで、規制緩和によって供給増を図るというところを恐らく狙っている のだと思うが、そういう意味ではどういうことが重要かということを5点ばか り挙げている。

1つ目は、供給増を図るといっても、お金は大変高コスト構造、税金がとても出ていくので、先ほど言ったように簡単に増やせない。財政がどこの役所も逼迫しているから、そして、消費税を上げるまでまだまだ時間がかかるので、とりあえず今できる対策を考えるためには質は保たなければいけないが、やはり低コスト化を図るということが重要で、低コスト化を図ればその分だけ同じ公費でたくさんの定員増を増やすことができるので、そういう方向で考えるべきだということ。

特に株式会社は、運営費は2割ぐらい安いということは分かっているので、これがどんどん参入できるようにすべきである。そして、皆様御存じのとおり、株式会社が参入できることが法律上、通達上は決まっているが、実質的にはいっぱい規制があってなかなか参入ができない。例えば株式会社が配当できないとか、内部留保を全部使わなければいけないとか、特殊な会計を作らなければいけない、いろいろな規制があって、自治体でそれを拒んでいる。先ほども大田代理の方から御報告があったように、自治体が勝手に拒んでいるという状況があるので、それをどんどん変えていく必要がある。

そして、保育士不足というものに対して、認証保育所はとにかく保育士は6割でいいと、認可は全部なのだが、6割でいいと。あとは保育を今まで子育て等をしていたベテランの人たちが手助けに入ることで保育士が同じ部屋で監視していれば全然問題にならないということで、実際全然問題なく認証というのは運営しているので、それぐらいの緩和はやってもいいのではないか。

これは実は公立や社会福祉法人も今保育士不足で困っているので、彼らだって朝の早朝保育とか延長保育は保育士でない人が働いており、実態に合わせるということで、保育士の規制緩和というのはどこかに落としどころがあるのではないか。両方が納得するものがあるのではないかと思っている。

そして、面積基準、先ほどあったように規制緩和ということで例えば3.3平米の保育室を2.5平米まで縮めてもいいのではないか、といろいろ言っているが、実はそれは大した話ではない。なぜならば、それよりもはるかに待機児童が深刻な都市部の自治体は、自治体で独自に上乗せ基準というものを設けており、例えば東京都の半分ぐらいの区市町村は、3.3平米等ということはやっておらず、5.5平米とか6平米とか勝手に基準を設け、どんどん上乗せ基準をしている。もしこの規制改革会議が3.3平米を2.5平米にするとやっても全然意味がない。都市部では5.5平米とか設定しているその基準が変わらない限りは意味がないの

で、その自治体が独自の上乗せ基準をやっているのを何かコントロールするようなことを考えなければいけない。

やはりこういう規制緩和は副作用みたいなものがあるかもしれないので、第 三者評価というものを義務化する。東京都は全部義務化しているが、特に社会 福祉法人等はやってもやらなくてもいいというルールになっているが、これは 全部やらせないと駄目。質をきちんとどちらがいいのかと見るべき。そして、 今回、事務局が質の評価の資料を入れると言っていたのだが、入っていないの だが、東京都が行った調査だと、認可保育所よりも実は認証保育所の方がはる かに補助金は低い金額にもかかわらず満足度が高いということが分かっている。 第三者評価も高い。だから、要はオープンにしているということが非常に重要 だということであり、こういうものを義務化すべき。

社会福祉法人の会計は公開すべき。これだけ税金が入っているのに公開されていない。今は関係者が見に行くと見せてくれるというルールになっているが、税金が入っているものは公開すべきで、公開すると、例えば社会福祉法人でどれぐらいオーナーが自分で中を抜いていて、保育士たちに実際に払っていないか等ということも完全に明らかになる。これは全部公開すべきで、公開して恥ずかしいようなことをやっている人は公開する前に保育士たちにきちんと分配するだろうということなので、こういうことが重要だと考えている。

- 〇岡議長 大変分かりやすい御説明。この後、質疑応答に入りたい。
- 〇大田議長代理 ありがとうございました。今の鈴木先生の話にあったことで 少し厚生労働省にお伺いしたいのだが、よろしいか。

7ページ、2つ目の●で、株式会社は運営費が2割程度低いと書かれているが、これは厚生労働省で把握しておられるデータではどうなっているかという点が1点。

2点目は、保育士の関係で、早朝、延長は保育士以外の方が入っているという話が今の参考人の話だったが、早朝とか延長の場合は100パーセント保育士でなくてはいけないという配置基準が緩められているのかどうかということの確認。

3番目、一番下にある社会福祉法人の会計は公表すべきだというのは、至極 真っ当な当然なことだと思うのだが、これについての御見解を伺いたい。

〇厚生労働省(橋本課長) まず、第1点だが、運営コストについて設置主体別での比較をしたものはない。今、新制度の発足に向け、各保育所における経営実態調査を行っている最中だが、こういったものがまとまってくればこういったところも分析できるようになるかも分からないが、今のところ、現在の資料としてはない。

第2点だが、早朝あるいは延長の時間帯の人員配置の問題。開所時間がもと

もと8時間というものを求めている中で、現実にいろいろと利用者の方々の御利用の時間帯のずれ等を考慮して11時間の開所を何とか可能な形で運営上の配慮をしているわけだが、これに加えて、そういった早朝あるいは延長の時間帯のところに、運営費あるいは延長保育の事業費の外のところで本来求められている部分以外に資格のない方を置いているケースはあろうかと思うが、運営費あるいは延長保育の事業費の中で最低限これだけは置かなければならないという配置の中には基本的に保育士で求めているところ。

3点目の社会福祉法人の財務諸表の関係だが、先ほどの話にもあったように、 経営の透明性を確保ということは大変重要なことでもある。現行の実施状況等 も確認の上で、また私どもとして、そういった公表の範囲について検討させて いただきたい。

〇大田議長代理 この株式会社の運営費、2割程度低いことが明らかになっていると鈴木参考人は言われたが、それはどのデータか。

〇鈴木参考人 前回の規制改革、前回というのは昔の自公政権の時代に私は保育の専門委員だったのだが、そのときに行った実態調査でも明らかになっており、いろいろな研究者のベースでは研究論文でも大分低いということが明らかになっている。

1点だけ補足すると、実は今の運営費のベース、毎月の幾らコストがかかっているかというベースだが、施設整備費とか、要するにセットアップにかかる設備に対するコストに対しては、株式会社はほとんど補助金が出ていない。それに対して社会福祉法人とか公的な企業は丸々出ている、社会福祉法人はかなりの割合出ているので、そういうセットアップのコストまで含めると、相当株式会社の方が安いということが言える。

〇大崎委員 鈴木参考人に伺いたいのだが、素朴な疑問として、今おっしゃったようなところで社会福祉法人とか公立に対して補助が大きく行われているという実態の中で、株式会社の参入をどんどん促していっても、果たして規制が解消されればそれだけで参入が起きるのかというのが疑問に思った。

というのは、それだけ競争条件が公平ではない中で、株式会社は利潤も追求 しなければいけないから、参入動機がそこまで高まるのかというのが素朴に疑 問なところ。しわ寄せから恐らくコストを抑えるとなると、1つは例えば人件 費等に向かうとなると、人を集めにくいとかという問題がないのかなと、その 辺りについて御見解を伺えればと思う。

〇鈴木参考人 おっしゃるとおりで、規制緩和だけではなく、イコールフッティングということが重要だと思う。でも、実際には株式会社は参入している。 是非ここにもう一人、山口参考人は株式会社で随分参入してかなり大手でやってらっしゃるので、私が答えるより恐らく山口参考人が答えた方がいいと思う。 〇山口参考人 まず株式会社の運営費が2割低いというのは私も本当かなと思っており、コスト的にはそんなに変わったものではないと思うのだが、一番違うのは、社会福祉法人はほとんどが零細の事業者で、そこの園長、理事長、経営者がかなり多くの給料を取っていかれるというところは我々とは大分違うところ。

やはり参入しようと思えば、ある程度自治体が参入してもいいよということでなかなかできないので、同じような先ほど鈴木参考人がおっしゃるようなセットアップの費用を補助してもらえるような制度というのが必要になってくると思う。

その場合、国の方では「安心こども基金」等である程度、社会福祉法人ほど 補助はないが、それでもある程度の補助があるので、それをしっかりと補助し ていただければ十分参入は可能であろう。

〇鈴木参考人 1点補足。先ほど2割安いというのはどういう数字かという話なのだが、前回の規制改革会議のときに、認証保育所の事業所の調査をやった。だから、認証保育所のA型という認可と匹敵するような大きさのものなのだが、それのコスト。

〇森下委員 同じ数字の裏づけなのだが、先ほどから社会福祉法人は役職の取り分が多いという話が結構出てくるのだが、これも何かそういう具体的なデータというのがあるのか。

〇山口参考人 これはそれぞれ自治体でしか把握していない内容だが、3年前の保育改革の会議のときに、宮城県の課長がその実態を話になっているので、恐らく記録が残っていると思う。

〇大崎委員 今の点について大変気になったのだが、社会福祉法人というのは 公益的な性格があるからということで特別な法人として存在しているというこ とであれば、それに対するガバナンスというか、コントロールは当然官庁でし っかり行っていかなければいけないと思うのだが、それが社会福祉法人の経営 者とはいえ、一般の個人の所得の増大に使われているという話になると重大な 問題なのではないかと思うのだが、厚生労働省、その点についてはどう認識し ておられるのか。

というのは、株式会社は利潤追求だからけしからぬと短絡的に言う人は世の中に多いのだが、実際には株主のコントロールがあるので、経営者が株式会社を悪用してぼろもうけするというのはあまり簡単ではないように思うのだが、その点について御見解を伺えればと思う。

〇厚生労働省(鈴木審議官) 私ども、まず社会福祉法人でオーナー等の取り 分が多いというエビデンス自体は必ずしもあるとは承知していない。基本的に どの主体であれ、きちんと労働側に分配して質のいい保育を進めていかないと、 保育事業は展開できないので、私どもは社会福祉法人であろうがどんな主体で あろうが、そういったことで理解を求めている。

保育士の人材確保について、政権交代後、総理の御指示で、処遇改善の費用を補正予算で大きく積んでいただいて、具体的に保育者の給料を上げて欲しいということで380億ぐらい積んだ。これを発出するに当たり、正に今問題になっているようなきちんと労働側に分配が行くようにしてくださいというお願いと、実際に本当にそうなったかどうかの検証を補助制度の中にビルトインしていく。私どもの姿勢としては、そういったことで、どの主体であれー律にやってまいりたいと思っている。

〇佐久間委員 これは保育に限らず社会福祉法人の問題が議論されていると思うのだが、まずは鈴木参考人、大変分かりやすい説明に御礼申し上げる。

それに関してお聞きしたいのだが、まずオーナーというのは社会福祉法人である限り配当なりはないので、オーナーへの取り分というのは恐らく当然ない。オーナーだけであればない。これは正に関連者取引とかそういうところの話を恐らく言っておられるのだろうと。

〇鈴木参考人 そうではない。

〇佐久間委員 それと社会福祉法人会計の公表が重要だということなのだが、 実際社会福祉法人の財務諸表が公表されればそれが分かるのか。つまり、オーナーへの取り分とか、役職者への取り分が財務諸表だけ見れば、保育士なり、 そういう一般経費とは別に理事への報酬というものとしてはっきりそこに書かれているのか。その辺りが分からなかったので教えていただければと思う。

〇鈴木参考人 今の御質問からよく御存じなのではないかと思うが、理事長は確かに配当がない。しかし、実態としては園長という形で理事長の家族が入ってくるというのが非常に一般的なケースで、役員という形で子供とか親戚がどんどん入ってくるという、かなり同族、家族経営が多い社会福祉法人というものの一般的な形態だと思う。

それが社会福祉法人会計を公開すると分かるのかということだが、おっしゃるとおり、非常に不十分な会計なので、細かくそのことが分かるというわけではない。ただ、役職手当はさすがにあるので、どれぐらい役職手当というところの金額が載っているかとか、特に内部留保が非常に社会福祉法人は多いということが知られているが、内部留保がどれぐらいなのかということで、そこから類推として保育士の給与がどれぐらい低いかというのはかなりよく分かるのではないかと思っているが、不十分だということは確かだと思うので、もっとダイレクトにやるのであれば、介護の方で検討されていたことがあるのだが、労働分配率とか、給与で一体幾ら払っているかということまで公開させるというようなことを考えてもいいかもしれない。

〇鶴委員 御礼申し上げる。先ほども非常に明快な御説明をいただいた。通常、経済学では価格の規制の問題と参入の問題、高コスト構造というのは、大体その3つが全部一体となって、この3つの問題を起こしているケースは非常に多いのだと思う。ただ、今日、保育の問題で、少し3つの話が別々に考えていった方がいいのではないかと話を聞いて思った。

1つは、非常に分かりやすい説明として、価格が自由化されていない。あまりにも安すぎるからものすごく行列ができていると、この解消は、価格を上げることによって行列がなくなるということ。ただ今日の御説明では、価格を自由化されるということは恐らくここでは御主張されていないのだと思う。だから、非常に原理的に分かりやすいのだが、別にそれでやろうとしていない。

もう一つ、高コスト構造というのは、必ずしも参入規制に非常に関係があって高コスト構造になっているかというと、公的な保育所のいろいろな問題、先ほど御指摘された話というのは、正に税金で補填されているという部分は非常に大きいという問題。そうやって考えてくると、今、待機児童を解消するためには、参入の問題をどうするのか、株式会社の話。株式会社が入れば、より安いコスト構造。これはもちろんいいことだと思うのだが、高コスト構造の話といコスト構造の話というのが、今、規制改革会議で議論している話とどういうふうにかかわってくるのかというところが私はやや分かりにくく、ずばり参入規制の話というところで少し議論を絞り込まないと、何となく横道にそれてしまうという印象を持った。

〇鈴木参考人 おっしゃるとおり、少し分かりづらかったと思うのだが、本来あるべきものは価格自由化をやっても全然問題ないと思っているのだが、今回の場合は、そちらの方が政治的に難しいだろうということで参入規制の話に持っていったが、実は価格の方も自由化するというのがハードルが高ければ、もう少し上げるということを考えてもいいのではないかと思っており、例えば自治体に行っていろいろ保育課長等に話を聞くと、本音のベースでは本当は上げたい。もう20年も上げられないという自治体が結構ある。だが、なかなか保育団体もうるさいし、保育労組もうるさいので、反対が多くて上げられない。これを例えば国とか都とか、そういうベースでもう少し本来の基準に上げろということを言ってくれれば、それを言い訳に結構上げられるのにということを言う自治体は結構多い。

それは規制緩和と言うかどうか分からないが、しかし、誰かがそれを参照すべき、アドバルーンを上げないと彼らも動けないという状況にあるので、国が音頭を取って、もう少し価格を上げる。もちろん、弱者は上げなくていいのだが、もう少し価格を本来あるべきものに近づけるというようなことは言うというのは一つ方策としてはあり得るのではないかと思う。

〇鶴委員 その利用者側は、要は安い料金で利用できている人、国が宝くじを配っているような状況。当たらなかった人は高い料金を払っている。そういう状況を改善するために、今よりももちろん料金は高い料金を払っても構わないからとにかく預けたいと思っている方が大多数という理解でよろしいか。それともとにかく預けるのだったら安い費用でと、どうしてもそこにこだわってらっしゃるのか。そこが利用者はどういうふうにお考えになっている方が多いのか、どのような形で把握されているのかお教えいただければと思う。

〇厚生労働省(鈴木審議官) 利用料の問題だが、御案内のように保育というのは医療とか介護と同じような社会基盤のサービスだと思っている。例えば医療と介護のような公的サービス、これと保育サービスと利用料を比べてみると、マクロの数字だが、医療では十数パーセント、介護でも10パーセント程度。これに比べて保育というのは25パーセントぐらいになっている。そうすると、公的なサービスという観点から利用者の方々が、保育が各段に利用料が安いとお考えになっているかどうかというのは、よく比較してみないと大変危険な議論ではないかなと思う。

正に先生おっしゃったように、今、保育が直面している問題は、むしろ量的なサービスが圧倒的に不足しているので、これを国と自治体が力を合わせて足元から一刻も早くサービスを増やしていって、利用者のニーズに応える。そういうことをやるためにどうしたらいいのかというのが基本的な課題認識ではないかと思う。

〇翁委員 鈴木先生の御説明の8ページに認可保育所入所者の所得分布があるが、これは確かに低所得者も認可保育所に入っているが、高所得者も多いということが分かる。今、認可に入れない方というのはパートの方が多くて、しかも認証にも入れない状況になっている方々が多い。そして認可保育園の利用料が安く、認証の方がはるかに5万円と高いということで、こういう構造が続いているということは非常に問題であると思っている。やはり格差是正のためにも、若年層は保育園に入れなければ就業機会を得られないという就業機会とリンクしている話でもあるし、とにかくこの認可と認証の価格格差を是正していくということが非常に求められるのではないかと思う。これは横浜市では少し工夫されているので、東京都に関してもこういった工夫をできないかということがまず言えるのではないかと思う。

もう一つは、先ほど鈴木参考人からも御紹介があったが、質というと面積と保育士配置ということで、割と形式的な議論になっていると思うのだが、もちろんそれは確保できればいいに越したことはないわけなのだが、一方で、御紹介があったように、利用者の調査結果を見ると、認可と認証を比べるとほとんどの項目で、例えば安全対策が十分にとられているかとか、一人一人の子供が

大切にされているか、提供されている食事は子供の状況に配慮されているか。これはいずれも認証の方がレベルは上回っているということで、質ということをもう少し形式的ではなく実質的な評価の基準を作る。例えば私ども、大田代理の主張で3番目に質の評価を充実させていくというところがあるが、もう少しそういったことを念頭にこういう問題を考えていく必要があるのではないかと思う。

あと認証保育園にいらっしゃる保育士以外の方々も保育士資格を取りやすくしてあげるというような方向で、この2年間で子ども・子育てシステムに向けて準備をしていくのだから、今、保育士の問題があるので、そういった方々も取りやすくしていくような先取りでやっていくような仕組みも考えて、保育士の取得をしやすい、資格を取得できるような方向での規制緩和も是非御検討いただきたいと思う。

〇厚生労働省(鈴木審議官) 翁委員の御指摘、非常に重要な点だと思っている。認可と認証の利用料の格差、これは正に委員がおっしゃったように自治体が認可の利用料を下げるために上乗せをたくさんやっている一方で、認可外はそれをやっていないので、これは私どもも望む方向としては、自治体がそこら辺を埋める努力、逆に今の認可の利用料を上げていって、認可外の利用料を下げていくような努力は是非お願いしたいと思うし、国がそれに対してできるような支援があればやっていきたいと思う。

質の問題で、東京都の認証の方が認可よりも質が高いという調査結果に触れたが、私ども比較調査をきちんとやったものが調査結果としてあるのかどうか、不勉強ながら承知していないので、もしもそういうのがあったら御提示いただければありがたいと思う。

そして、資格を取りやすくするというのは正に大事な話であり、度々引用して恐縮だが、政権交代後の補正予算の中でも、認可外で働いてらっしゃる方々が保育士資格をできるだけ早く取れるようには助成措置を講じており、他にどんなことができるのか、できる限りのことをやってまいりたいと思っている。 〇長谷川委員 短く。仮に鈴木先生のスキームで価格自由化と参入自由化をした場合、直接投入ということでおっしゃっておられたが、いずれにせよ国にしる、地方にしる、運営費補助は出ているわけだから、完全な自由化はできない。それに加えてさらに直接投入となると、追加的な財政負担というのがあると思うのだが、どのぐらいだと数字はお持ちなのか。

〇鈴木参考人 ある。もう一つ、論文を付けたが、財源不足下で云々という論文だが、これは前回の規制改革会議のときに完全な価格自由化ではありませんが、価格をある程度上げて参入を自由化するということをやった場合にどうなるかというシミュレーション。少し難しい論文なのだが、公費投入はむしろ減

る。つまり、ここでやっているのは何かというと、待機児童対策をするが、その待機児童対策をするのは、東京都の認証保育所的な、あまり公費が出ていかない形のものに、多少公費を入れるが、そういうもので増やすということをするが、価格が上がる。価格を少し上げられるので、そうすると、公費の投入量が減るので、全体の価格は増やしたものだけ上げるというわけにはいかないので、価格をある程度上げる。そういうことをすると、新たな公費は全く不要であるというのが結論。

〇金丸委員 鈴木参考人に質問があり、4ページ目に一人当たりの月当たりの 運営費が50万円と29万円と書いてあるが、この両方、例えば50万円に占める人 件費額というのは幾らになるのか。

〇鈴木参考人 いろいろな計算方法があって、いろいろな研究があるのだが、 大体8割とか9割。ほとんど人件費。

〇金丸委員 そうすると、公立の保育所の方が人件費は高くて、今おっしゃられた私立の認可保育所は金額が減ると。さらに 7ページでは、株式会社の運営費が 2 割安いと書いてあったので、そうすると、株式会社も 8 割ぐらいが人件費か。

〇山口参考人 比較の仕方が非常に難しいのだが、人件費そのものはそんなに変わらない。先ほども申し上げたが、社会福祉法人の場合は人件費率が高いと言いながら、そこに占めるオーナーの取り分が高い。一般職員の人件費はそんなに株式会社でも社会福祉法人でも変わらないということ。

〇金丸委員 私も山口参考人の会社ではないのだが、違う株式会社で社外役員をずっとやっていたのだが、そのときの経験で見ると、保育士の給与は、あまりにも大変な仕事の割に待遇は低いので、そうすると、運営費の中に占める人件費の差というのは、現場の保育士の給与ではなくて、それ以外の方の人件費だと理解していいか。

〇山口参考人 必ずしもそれだけではないと思うが、大半はそういう要素が強いかと思う。

〇鈴木参考人 補足すると、公立と私立でなぜこんなに違うのかという話なのだが、公立は公務員なので、非常に高いと思う。私立の方は、実は私は低いぐらいだと思っており、というのは、保育単価というのが決まっていて、大体28歳とか、それぐらいの人の頭割りで補助金が来るというシステムになっている。それを超えると賃金プロファイルが高くなるので、むしろ経営者にとっては足が出てしまうというか、要するに単価は28歳ぐらいのもので来るのに、30歳だと高くしなければいけないので赤字になるので、私立の保育所の一番重要なことは、肩たたき。そろそろいいお婿さんがいるよと言って、肩をたたいて早くやめてもらうというのが彼らの人事管理の要諦なので、そういう意味では非常

にいびつで人件費を低めているという構造がある。では、その差額はどこにあるのかというのは、会計が明らかではないが、他のところで取っているということが明らかだと思う。

〇金丸委員 御礼申し上げる。我々規制改革会議の目標というのが、向こう2年間で待機児童ゼロという目標を掲げているのだが、鈴木参考人の話をお伺いすると、この目標は的外れとお考えか。

〇鈴木参考人 待機児童ゼロという目標をどうやって達成するかだが、待機児童を目標にすると非常に言いわけがたくさんできてしまう。つまり、待機児童 2万5,000人を解消しようと思っていろいろなことをやったが、私は潜在的待機児童対策を何パーセントやるかということを目標にしないと、新たな人がやってきたと幾らでも言いわけができるのだと思う。

〇岡議長 ありがとうございました。このテーマは、私どもの最優先案件の一つに取り上げ、保育チームを作り、鈴木先生と山口先生にも参考人として参加いただいている。厚生労働省もこの問題の解決のため、真剣かつ積極的に取り組んでおられると認識している。先週金曜日の産業競争力会議においても、田村大臣からも非常に前向き積極的な発言が多々あったが、是非、我々も一緒になって解決していきたい。引き続き、保育チームが中心となって論点整理等々しながら、本会議で議論していくので、場合によっては、また御足労をお願いすることになるかもしれないが、よろしくお願いしたい。

冒頭、保育チームのヘッドである大田議長代理から説明あった資料3の厚生 労働省に対する請求資料一覧については、このまま厚生労働省に請求したいと 思うが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

- 〇岡議長 では、後ほどお届けすると思うが、よろしく御協力いただきたい。 ここで大臣より一言御挨拶いただく。
- 〇稲田大臣 本日は、国際先端テスト、石炭火力のアセスメントの問題、非常に注目されている保育の問題について精力的に御議論いただき、御礼申し上げる。

規制改革は、マスコミからも非常に注目をされている。ワーキング・グループでの議論も含め、私も時間の許す限りは参加させていただいているが、この会議が事務局も含めて士気高く議論させていただいていることに非常に感謝している。

また、本日、冒頭出席を予定していたが、金曜日の夜の段階で別件を優先するということに決めた。その事務連絡が十分でなかったために、冒頭少し混乱を来したということを聞き、議長、委員の皆様方にお詫びを申し上げたい。以後、このようなことがないようにいたしたい。

また、規制改革会議の議論については、出席出来なかった場合も常に事務局から報告させ、また議事録もいつも見させていただいており、委員の先生方の本当に士気の高い議論に感謝するとともに、期待もしている。私も一緒になって、突破力だけはあると思っているので、皆さんと共に頑張ってまいりたい。どうぞよろしくお願い申し上げる。

- ○岡議長 以上で議事は全て終了だが、事務局より何か。
- ○滝本室長 次回の会議の日程は、調整の上、改めて御報告させていただく。
- 〇岡議長 それでは、これで会議を終了する。